

## 坂戸誠一相談役が旭日小綬章を受章しました

政府は平成27年11月3日（火）付けで、平成27年度秋の叙勲受章者3964名（うち女性が362名）が発表されました。

経済産業省推薦で、千葉県中小企業団体中央会相談役（前会長）の坂戸誠一氏がこれまでの功績を称えられ、旭日小綬章を受章されました。坂戸誠一前会長は、12年にわたり、本会会長として中小企業組合運動の推進に尽力されてきました。今回の受章はこのような御活躍、御功績が称えられたものであります。平成27年11月11日（水）、東京プリンスホテル2階「鳳凰の間」において伝達式が行われました。

坂戸誠一相談役の叙勲受章、心よりお慶び申し上げます。

## 創立60周年記念大会及び中小企業団体千葉県新春交流会 お待ちしております

既に御案内させていただいておりますように、本会は来年、創立60周年を迎えることになりました。それを記念し、平成28年1月

22日（金）に創立60周年記念大会及び中小企業団体千葉県新春交流会を開催いたします。この会において、中小企業組合活動に多大な

ご功績を挙げられた方々をお祝い申し上げますとともに、新年に対する抱負等をご欲談いただき、会員並びに関係各位との相互交流を深めていただくために標記交流会を開催致します。この日は、県内の会員組合・中小企業団体の関係者に多数お集まりいただき、皆さまの有益な情報交換による人的ネットワークの形成にお役立ていただくとともに、「中小企業組合活動ここにあり！」という存在感を内外に向けて発信する機会にしたいと存じます。

当日は、皆さまのご来場を心よりお待ちしております。

【開催日時】平成28年1月22日（金）15時30分～18時30分

【開催場所】ホテルニューオータニ幕張 2階「鶴」（千葉市美浜区ひび野2-120-3）

【参加費】お一人5千円

◎お問合せは本会総務部まで。

☎043-306-3281

## 公正な採用選考のために

○職員の募集・採用選考に当たっては、次の点を基本的な考え方でして実施することが大切です

①募集に当たり、広く応募者に門戸を開く

②「人を人として見る」

人権尊重の精神、すなわち応募者の基本的人権を尊重する

③応募者の適正・能力のみを基準として採用選考を行う

公正な採用選考を行うためには、応募者本人が職務遂行上必要な適性や能力を持っているかどうかを採用基準とし、適正・能力に関係ない事由を応募条件や採用基準としないようにする必要があります。また事業主は、雇用対策法及びこれに基づく指針により、青少年の雇用機会の確保が図られるよう、その有する能力を正当に評価する為の募集及び採用の方法の改善等に努めなければなりません。

○本籍・家族・思想信条などの適正・能力に関係ない事項は、把握すること自体が就職差別につながるおそれがあります

適正・能力に関係のない事項は、それを採用基準としないつもりでも、応募用紙に記載させたり面接時において尋ねたりすれば、その内容は結果として採否決定に影響を与えることとなり、就職差別につながるおそれがあります。またそれらの事項を尋ねられたくない応募者に対して精神的な圧迫や苦痛を与えたり、その為に本人が面接で実力を発揮できなかったりする場合があり、結果としてその人を排除することにもなります。

労働者の募集を行う者などは、職業安定法及びこれに基づく指針により定められた範囲内で、求職者等の個人情報収集・保管・使用をしなければなりません。

○特に応募用紙と面接場面に注意しましょう

応募用紙・エントリーシート（インターネット等による応募入力画面・用紙）や面接場面では、応募者からさまざまなことがらを把握することになりますが、適正・能力に関係のない事項を記入・入力させたり、尋ねたりすることの無いように注意しましょう。

このため、応募用紙については、新規高卒予定者の場合は「全国高

等学校統一応募用紙」を用います。その他の場合は、適正・能力に係りのない事項を含まない応募用紙やエントリーシートを用います。また、応募者等から、戸籍謄（抄）本、住民票の写し、現住所の略図等、合理的・客観的に必要性が認められない健康診断書等の提出を求めないようにしましょう。

◎詳しくは、厚生労働省、千葉労働局、ハローワークにお問い合わせください。

## 「平成27年版厚生労働白書」が公表されました

厚生労働省は、10月27日の閣議で報告した「平成27年版厚生労働白書」（平成26年度厚生労働行政年次報告）を公表しました。

この「厚生労働白書」は、厚生労働行政の現状や今後の見通しなどについて、広く国民に伝えることを目的に毎年取りまとめを行っているものです。今年度版は平成13年（2001年）の「厚生労働白書」発刊から数えて15冊目となります。

「厚生労働白書」は2部構成で、第1部は厚生労働行政分野について特定のテーマを設定し、現状の

分析を行うとともに、関連する施策を紹介し、国民に理解を深めていただくのが目的です。今年是我

が国の人口減少・少子高齢化の問題に着目し、人口減少の克服に向けて、幅広い議論や取り組みを一層推し進めていくことが重要であるとの認識のもと、「人口減少社会を考える」希望の実現と安心して暮らせる社会を目指して」と題し、書かれています。構成については、序章で「人口減少の見通しとその影響」、第1章では「人口減少社会」と題し、我が国の人口の概況など分析されています。第2章では「人口減少克服に向けた取り組み」として、国の動きの全体像などが記されています。

第2部では、年次行政報告がまとめられており、様々な政策課題にどのように対応しているかが報告されています。少子高齢化は、我が国の社会保障や経済の根幹を揺るがすものです。現在我が国としてどのような課題が生じ、どのような対策がなされているかを確認するものとしてご活用ください。

◎詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

## マイナンバー制度が始まります

平成28年1月から順次、社会保障、税、災害対策等の行政手続きでマイナンバーの利用が開始されます。平成27年10月より順次マイナンバー通知カードが発送されています。既に多くのメディアで取り上げられているマイナンバーですが、簡単に周知させていただきます。

マイナンバー制度は、国民一人ひとりが持つ12桁の番号です。これは、行政機関や地方公共団体などで様々な情報の照合、転記、入力などに擁している時間や労力が大幅に削減され、複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減され、効率化が図れます。また、行政手続き上の添付書類の削減など、簡素化され、国民の負担が軽減されるのと共に、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ることができます。さらに、所得や他の行政サービスの需給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受け

ることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細やかな支援を行うことができます。

このマイナンバーを導入するに当たり、事業者として行うべき6つの項目が政府広報オンライン上にて掲載されておりあります。そこには以下のように書かれています。

1. マイナンバーを扱う担当者を決めましょう。
2. マイナンバーを従業員から取得する際は、利用目的を伝え、番号の確認と身元の確認をしましょう。
3. マイナンバーが記載された書類はカギがかかる棚や引き出しに保管しましょう。
4. ウィルス対策ソフトを最新版にするなどセキュリティ対策を行いましょ。
5. 退職や契約終了で従業員のマイナンバーが必要なくなったら、確実に廃棄しましょう。
6. 従業員にマイナンバー制度周知のための研修や勉強会を行いましょ。

◎詳しくは、政府広報オンラインホームページをご覧ください。  
<http://www.gov-online.go.jp/>